

**第1 過労死等はなぜ生じるのか**

- 1 労働基準法の「岩盤規制」が崩れているためか
  - 会社の門前には「労基法立入るべからず」の立札
  - 会社の常識 ⇔ 労基法の非常識
- 2 過労死ラインを超える三六協定が締結されているためか
  - 特別条項による労働時間の「液状化」
  - 「働き方改革」の三六協定上限規制の問題点
- 3 労働時間の適正な把握がサボタージュされているためか
  - 労働時間の適正な把握なしには労働時間の規制は死滅する
  - 労働時間についてのコンプライアンス（法令遵守）体制は無効化する

**第2 勤務時間が適正に把握されていないことが過労死の原因だ**

- 1 労働時間の適正把握が懈怠した下での過労死事案  
資料①
- 2 なぜ適正に申告しないのか、できないのか
- 3 教員について勤務時間の適正把握がなされているか  
学校における働き方改革における緊急対策（H29年12月26日大臣決定）  
→ICTの活用やタイムカードにより把握、集計するシステムの構築
- 4 過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業報告書（教職員に関する調査／平成30年3月・資料②）

**第3 教職員の過労死の現状**

- 1 文科省の教員勤務実態調査（平成28年度調査・資料③）

- ・教諭の1週間当たりの総勤務時間（持ち帰り含む）

	小学校	中学校
平日	11:44×5（日）=58:44	11:52×5（日）=59:20
土日	2:15×2（日）=4:30	4:32×2（日）=9:04
	63:10	68:24

- ・教諭の1週間当たりの総勤務時間（学内勤務のみ）

	小学校	中学校
平日	11:15×5（日）=56:15	11:32×5（日）=57:40
土日	1:07×2（日）=2:14	1:10×2（日）=2:20
	58:29	60:00

- ・過労死ライン=週60時間を超えている

- ・学内勤務のみで週60時間以上

小学校 33.5%

中学校 57.6%

- ・勤務医と比較したら

## 2 教師の過労死の公務認定状況

- ・地方公務員災害補償基金（支部）が判断

脳・心臓疾患	受理件数	認定件数
平成25年度	7	3
同26年度	13	8
同27年度	9 (3)	16 (4)
同28年度	23 (10)	7 (3)
同29年度	21 (4)	6 (3)

※（ ）はうち死亡、平成25、26年度には資料なし。

受理より認定の件数が多い年度があるのは、認定には過年度分が含まれるため

精神疾患・自殺	受理件数	認定件数
平成25年度	15	3
同26年度	15	9
同27年度	26 (1)	5 (1)
同28年度	41 (5)	14 (3)
同29年度	39 (8)	7 (2)

※（ ）はうち自殺、平成25、26年度には資料なし

- ・在職死亡・長期療養者を公務との関係で見直すことの大切さ  
公立学校（小中高）の教員在職死亡数は年400～500名  
〃 精神疾患による病気休職者は年5000人

## 3 私が最近担当した部活顧問の教諭の事件

認定年月	顧問の部	発症病名	公務上認定
①平成26年11月	バレーボール部顧問	虚血性心疾患（死亡）	大阪府支部長（資料④）
②平成27年1月	軟式野球部顧問	急性心不全（死亡）	岡山県支部審査会
③平成27年7月	バレーボール部・駅伝部顧問	脳出血（救命）	高知県支部長
④平成30年4月	ソフトテニス部顧問	くも膜下出血（死亡）	富山県支部長

## 4 判決の一覧表（資料⑤）

- ・判決から過労死の原因・防止策を学ぶことの大切さ
- ・公務災害認定されても損害賠償請求がされない理由

### 第4.....教師の長時間勤務・過労死の背景

#### 1 給特法（昭和46年5月制定）による労基法の特区となった労働条件

- ・当時の小中教員の1週間の時間外労働が平均1時間48分（週勤務時間38時間45分の約4%、

月約8時間)

- ・4%の教職調整額→現在は月80時間と10倍の時間外勤務となっている
- ・超勤4項目(校外学習等、修学旅行等、職員会議、非常災害対応)かつ「臨時又は緊急のやむを得ない必要」のときのみ、時間外・休日勤務を命じ得る
- ・勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じない  
→時間外勤務に対する規制の一面もあったのか?
- ・私立・国立付属校では給特法適用外  
→にも拘らず、給特法に準じた勤務条件  
「第3回私学教職員の勤務時間管理に関するアンケート調査結果」(資料⑥)
- ・大阪緑涼高校の教頭の過労自殺  
→教頭でも管理監督者に該当せずとして時間外勤務手当含めて補償(資料⑦)

## 2 では、現状の過労死ラインさえ超える長時間勤務は何なのか

- ・時間外に行われる授業準備、テスト問題作成・採点、部活指導等は、校務分掌等に基づき、包括的な校長・教育委員会の指揮命令の下での業務とするのが労基法の常識
- ・過労死の公務認定にあたっては、これらの時間外勤務も含めて過重性を評価
- ・しかし、給特法の下では「自由意思を極めて強く拘束し、常態化している」場合以外は「自主的・自発的活動」とする判例  
→教職調整額で原則として調整済み
- ・高度プロフェッショナル制度を先取りした制度

## 3 給特法と勤務時間の適正把握との関連性

- ・時間外勤務手当の支給ないところ長時間勤務あり(勤務医・自衛官)

## 4 教師の意識の問題

- ・授業準備・学級新聞・部活→長時間勤務を生み出すのはわかるが・・・しかし
- ・「こころよく我にはたらく仕事あれ それを仕遂げて死なむと思ふ」
- ・やりがい過労死→勤務医、コープの職員

## 第5 教員の勤務時間と安全配慮義務

### 1 安全配慮義務

「労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知のところである。労働基準法は、労働時間に関する制限を定め、労働安全衛生法65条の3は、作業の内容等を特に限定することなく、同法所定の事業者は労働者の健康に配慮して労働者の従事する作業を適切に管理するように努めるべき旨を定めているが、それは、右のような危険が発生するのを防止することをも目的とするものと解される。これらのことからすれば、使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の右注意義務の内容に従って、その権限を

行使すべきである。」（電通事件最高裁判決：平成12年3月24日第2小法廷判決平成10年（オ）第217号、第218号損害賠償請求事件）

## 2 公立学校の教員についても同様

## 3 責任の所在

- ・教育委員会=自治体（府・市）
- ・代理監督者・履行補助者としての校長→個人責任はない。故意・重過失のときは求償の問題（国家賠償法1条）

## 4 なぜ、教員については損害賠償請求が提訴されないのか

## 第6 中教審の「学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」

（平成31年1月25日）

### 1 教師という職の崇高な使命感

→教師が疲弊していくなら子供のためにならず

### 2 勤務時間の上限に関するガイドライン（資料⑧）

- ・在校等時間
- ・ICT活用やタイムカード等により客観的に計測
- ・「持ち帰り残業は」

### 3 時間外勤務時間の上限規制

#### （1）原則

- ・1ヵ月の在校等時間 45時間を超えないように
- ・1年間の “ ” 360時間を “ ”

#### （2）臨時的な特別な事情

- ・1年間の在校等時間 720時間
- ・月45時間を超える月は1年に6回まで
- ・月100時間未満
- ・2ヵ月ないし6ヵ月のそれぞれの期間について1ヵ月当たりの平均が80時間を超えない

### 4 1年単位の変形労働時間（資料⑨）

### 5 給特法の枠組みは前提

### 6 問題点は

## 第7 教師の働き方の問題解決の方向性

### 1 過労死等防止対策推進法（平成26年11月施行）

### 2 IT産業・医療・貨物運送・外食産業等と並んで過労死等が多く発生していると指摘される教職員

### 3 「調査研究事業報告書」の関係団体等へのヒアリング調査結果（資料⑩）

【※「資料①～⑩」は、大会当日、分科会会場で配布させていただきます】